

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成18年11月24日(2006.11.24)

【公表番号】特表2006-512113(P2006-512113A)

【公表日】平成18年4月13日(2006.4.13)

【年通号数】公開・登録公報2006-015

【出願番号】特願2004-554003(P2004-554003)

【国際特許分類】

A 6 1 F 9/007 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 9/00 5 0 1

A 6 1 F 9/00 5 1 1

【手続補正書】

【提出日】平成18年10月4日(2006.10.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者の老眼を治療するためにレーザー伝播システムとともに使用する装置であって、より大きい屈折度形状を近距離視界用として与えるべく患者の角膜の光学ゾーンの上側領域を切除し、より小さい屈折度形状を遠距離視界用として与えるべく角膜の光学ゾーンの下側領域を切除するために、前記レーザー伝播システムを方向付けるよう適応されるプロセッサを含み、前記上側領域は患者の頭頂方向に位置し、患者が実質的に垂直位置において目が水平方向を向いているとき、前記上側領域の視界は患者の体のひとつまたはそれ以上の部分によりほとんど遮られ、前記下側領域が主にレーザーに曝され、前記下側領域は前記上側領域の下側に位置し、目が下方向を向いているとき、前記下側領域の視界は患者の体のひとつまたはそれ以上の他の部分によりほとんど遮れ、前記上側領域が主にレーザーに曝される、ところの装置。

【請求項2】

請求項1に記載の装置であって、前記プロセッサは、さらに、前記上側領域と下側領域との間に位置する、角膜の光学ゾーンの移行領域を切除するために前記レーザー伝播システムを方向付けるよう適応される、ところの装置。

【請求項3】

請求項2に記載の装置であって、前記移行領域は、前記上側領域に隣接する領域で約-0.75ジオプトリの屈折度、前記下側領域に隣接する領域で約-0.25ジオプトリの屈折度、及び前記上側領域と前記下側領域とのほぼ中間領域で約-0.50ジオプトリの屈折度を達成するように切除される、ところの装置。

【請求項4】

請求項1に記載の装置であって、前記光学ゾーンは約4から8mmの直径を有する、ところの装置。

【請求項5】

老眼を矯正するために目の角膜を治療するためのシステムであって、前記角膜は、主に上半分の上側領域及び主に下半分の下側領域から成る光学ゾーンを有し、当該システムは、前記角膜へ切除放射を伝播するよう動作するレーザー伝播システムと、より大きい屈折度形状を近距離視界用として与えるべく光学ゾーンの上側領域を切除し

、より小さい屈折度形状を遠距離視界用として与えるべく光学ゾーンの下側領域を切除するために、前記レーザー伝播システムを方向付けるようレーザー伝播システムと接続したプロセッサであって、目が水平方向を向いているとき、前記上側領域の視界は患者の体のひとつまたはそれ以上の部分によりほとんど遮られ、前記下側領域が主にレーザーに曝され、目が下方向を向いているとき、前記下側領域の視界は患者の体のひとつまたはそれ以上の他の部分によりほとんど遮れ、前記上側領域が主にレーザーに曝される、ところのシステム。

【請求項 6】

請求項 5 に記載のシステムであって、前記プロセッサは、さらに、前記上側領域と下側領域との間に位置する、光学ゾーンの移行領域を切除するためにレーザー伝播システムを方向付けるよう適応される、ところの装置。

【請求項 7】

請求項 6 に記載のシステムであって、前記移行領域は、前記上側領域に隣接する領域で約 -0.75 ジオプトリの屈折度、前記下側領域に隣接する領域で約 -0.25 ジオプトリの屈折度、及び前記上側領域と前記下側領域とのほぼ中間領域で約 -0.50 ジオプトリの屈折度を達成するように切除される、ところのシステム。

【請求項 8】

請求項 5 に記載のシステムであって、前記光学ゾーンは約 4 から 8 mm の直径を有する、ところのシステム。